

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（12月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

組合の内部留保と組合員への利益還元の方途

P.6 全国先進組合事例

新型コロナウイルスと戦う医療現場へ防護ガウンの供給を通じたエールを！

（愛知県テント・シート工業組合）

P.7 組合Q&A

剰余金処分における裁量性について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：株式会社吉野機械製作所（千葉市）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（10月期）

P.12 中央会だより

第73回中小企業団体全国大会開催

令和3年度千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」

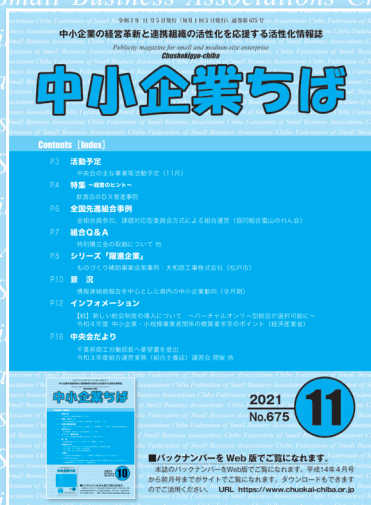
令和3年度関東甲信越静岡ブロック中央会事務主任者会議開催

令和3年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり成果事例発表会」開催 他

P.15 インフォメーション

職場における「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化へ

（令和4年4月1日より）



2021
No.676

12

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（12月）

令和3年11月11日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

■ 中小企業連携組織対策事業

12/ 3	金	<u>組合後継者等育成事業</u> 対象：千葉県中小企業団体青年中央会	工業連携支援部
12/ 6	月	<u>内房地域組合懇談会</u>	
12/ 7	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	経営支援部
12/10	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：君津市測量設計業協同組合	
12/13	月	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：協同組合シー・ソフトウェア	
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉民医連事業協同組合	商業連携支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：市川浦安歯科医師協同組合	
12/14	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
12/17	金	<u>組合後継者等育成事業</u> 対象：茂原卸商業団地協同組合	
12/20	月	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	

■ 全中補助事業

12/13	月	<u>小企業者組織化特別講習会</u>	商業連携支援部
-------	---	---------------------	---------

■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業

12/ 8	水	<u>ふさの国商い未来塾（第10回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
-------	---	---	---------

■ 団体等運営支援事業

12/ 3	金	<u>千葉県中小企業団体青年中央会 令和3年度組合青年部千葉県大会</u>	工業連携支援部
-------	---	---	---------

経営のヒント 組合の内部留保と組合員への 利益還元の方途

組合の財務基盤を充実させつつ安定した組合運営を図ることは、毎決算期の剰余金処分においても十分配慮しなくてはなりません。組合法が出資配当の上限を出資額の10%と定め利益の外部流出に抑制的である理由もそこにあります。他方、組合の大きな使命は組合員の経営の改善向上に資することですから、利益の内部留保と組合員への還元をどのように均衡させるかも組合運営上の重要な観点です。

そこで、本稿では(1)事業利用分量配当金と、コロナウィルス禍のもとで既に実施している組合も見受けられる(2)組合員への災害見舞金について、税務会計上の要点を整理します。

(1) 事業利用分量配当金

法人税法60条の2に規定されている事業利用分量配当金は、その名の示す通り協同組合等が実施する共同経済事業から生じた利益のうち的一定額を、その事業の利用

量に応じて組合員に分配するものです。「配当」と同じ名称はついていても、出資金に対して行う出資配当とは、性質が全く異なり会計・税務上の取り扱いも異なります。

事業利用分量配当の実施を決定しその金額を定めて剰余金処分案に記載して通常総会の承認を得れば、その金額は組合の法人税申告書において損金の額に算入され、その結果として組合の納税額は減少します。

具体的には令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について決算を終え当期利益の額を確認した上で、事業利用分量配当金額を決定しこれを剰余金処分案中の剰余金処分額の一項目として記載し5月某日の通常総会上程し承認を得れば、その配当金額は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の損金の額に算入されるのです。事業年度終了後の5月に決定した金額が遡って損金の額に算入されるといふ、組合にとってはまったく使い勝手の良い合理的な利益の還元手段です。利益の内部留保と組合員への還元のバランスを決算結果に

基づいてゆつくりと吟味検討ができるのですから、この配当金は積極的に活用したいものです。この配当額を決定するうえで留意点は次の通りです。

① 員外利用額の除外

その事業について組合員以外の者の利用があれば員外者の利用額を収入・原価から除外します。

② 事業利用分量配当の対象額

費用配賦表を用いて配当対象とする事業の純利益金額が算定されているならばその金額を用いますが、一般に組合の損益計算書ではその事業収入からその事業原価を差し引いた事業総利益金額が計算されるに過ぎません。その場合は次のように算定します。

A 配当対象事業の事業総利益金

B 期純利益金額から剰余金処分額を控除した金額(剰余金処分額には事業利用分量配当金を含めない)

C 事業利用分量配当限度額

A・Bいずれか小さい金額

③ 組合員の利用量の算定

配当対象とする事業の総収入金額を分母とし、組合員ごとの収入金額を分子として、各組合員利用

量(率)を算定します。

④ 組合員への配当額の算定

上記②Cの額に③の率を乗ずれば各組合員への配当額が算定されます。

以上のように計算され通常総会の承認を経て実施された事業利用分量配当金の会計税務上の取り扱いには次の通りです。

① 法人税

前述の通り令和4年5月の通常総会で決定承認された事業利用分量配当金ならば対象事業の実施された令和3年4月1日から令和4年3月31日の事業年度の法人税申告書において損金算入します。

② 消費税

事業利用分量配当金は消費税の課税対象として「返還等対価にかかる消費税額」として、配当金を支払った日の属する事業年度(①の例によれば令和4年4月1日から令和5年3月31日)の消費税申告書に記載します。この記載により組合の納付すべき消費税額は減少します。

③ 組合員の会計・税務

配当金を受け取った組合員はその金額を雑収入または組合への支出のマイナスとして記載します。

組合から対価の返還、いわば値引きがあったものとしての記帳です。この消費税は課税売上として処理します。

(2) 組合員への災害見舞金

コロナウイルス禍の長期化により、業種を問わず組合員の経営には大きな困難があると思われる。組合運営も大きな痛手を受けることは同様ですが、過去の内部留保が潤沢な組合も決して稀ではありません。内部留保金として定期預金に寝かせておくよりも、現下の急として組合員一社当たりはたとえ数万円でも支援実施に意義があるという判断も成り立つ素地はあることでしょう。

このような決定をする組合の税務上の指針は、国税庁ホームページのQ&A「取引先に対する災害見舞金等」に示されています。とても明快な説明になっていますので全文を引用して参考に供します。

組合の内部留保の程度に応じ組合の財務基盤を損なわない範囲において現金給付をもって組合員の経営支援を行うことはまことに時宜を得たものと言え、組合員と組合員の関係性も促進されるものと

思われます。

組合員の被災の程度、組合員との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問わず、組合の費用とする」と明確に述べられているこの指針を組合と組合員の現実の状況に当てはめて検討してみたいところです。

◎左記に国税庁ホームページのQ&A「取引先に対する災害見舞金等」を転載します。

① 災害見舞金の程度

【Q】災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。

【A】被災した取引先に対する災害見舞金が交際費等に該当しないものとして取り扱われるのは、それが被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程において支出されるものであり、慰安・贈答のための費用というより、むしろ取引先の救済を通じて自らが蒙る損失を回避するための費用とみることができからです(※措通61の4(1)・10(3))。したがって、法人がこのような

災害見舞金を支出するに当たって、その取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問いません。

また、法人が災害見舞金を支出した場合に、取引先から領収書の発行を求め難い事情にあることも考えられますが、このようなときには、法人の帳簿書類に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録しておくことが必要です。

② 取引先の役員等に個別に支出する災害見舞金

【Q】法人が、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、どのように取り扱われますか。

【A】法人が、得意先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用は、慰安、贈答のために要する費用に当たることから、交際費等として取り扱われます(※措通61の4(1)・15(3))。

法人が被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、個人事業主に対するものを除き、取引先の救済を通じてその法人の事業上の損失を回避するというよりは、いわゆる付き

合い等としての性質を有するものであると考えざるを得ないことから、このような支出は交際費等に該当するものとして取り扱われることとなります。

なお、「取引先の役員や使用人」であっても、法人からみて自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員や使用人に対して、自己の役員や使用人と同様の基準に従って支給する災害見舞金品については、交際費等に該当しないものとして取り扱われます。

(※措通61の4(1)・18(4))

※措通…租税特別措置法関連通達

(税理士 古知 潔)

厚生労働省を名乗る者からの電話にご注意ください

厚生労働省を名乗る者から、民間事業主に、「パワハラなどハラスメント防止の推進企業の認定制度がある。来社して説明させてほしい」と電話が入る事案が発生しています。

厚生労働省は、現在、ハラスメント防止に関する認定制度を創設しておりません。また、厚生労働省や都道府県労働局の職員がこのような電話をすることもありません。

事業主の皆さまは、このような電話があっても対応をしないようお願いいたします。

テーマ

事業継続力

新型コロナウイルスと戦う医療現場へ防護ガウンの供給を通じたエールを！

愛知県テント・シート工業組合

医療従事者とコロナ患者の命を守る使命感と社会貢献意識の高さに加え、組合執行部と組合員が一致団結して、事業を遂行する体制が相乗効果を生み出したことにより成功した。

背景・目的

2020年初頭から、新型コロナウイルス感染症により、世界全体が未曾有の危機に見舞われた。死亡者数が増加し、医療崩壊寸前の状況で、患者を救うため自らの感染の危機を顧みず、未知のウイルスと必死に戦う医療従事者の姿が連日報道されていた。

取組みの手法と内容

懸命に患者を治療する医療現場の状況が報道される中、不足する医療用防護ガウンの代用品として、医療従事者がゴミ袋をはさみで切って加工し、テープでつなぎ合わせて使用している凄惨な状況を知った組合員の中から、医療従事

者のために組合として何か出来ないかと声があがった。話し合いの末、テント・シートの製造技術を転用して医療用防護ガウンの試作を企画した。

緊急事態宣言が発令され、サプ

ライチェーンが停止状態にある中で、日頃から社会貢献意識の高い組合員数社が、地域医療の崩壊防止と地域社会への貢献、SDGs 17の目標のうち「貧困をなくそう」「全ての人に健康と福祉」を目的に結集し、協力体制を構築した。

日々深刻化する医療現場へいち早く届けるため、組合員企業で受け入れている学生インターンを通じて、医療機関に対して希望する医療用防護ガウンの素材や品質、仕様等の聞き取り調査を行った。その後、外部の協力企業から原材料の供給を受けつつ、生産設備を導入し、既存設備及び技術転用による改良を行った。品質・生産量・



医療用防護ガウンの生産風景



医療用防護ガウンの生産風景



医療用防護ガウンのマネキン見本



医療用防護ガウンの人物着用正面図

納期等の厳しい制約がある中、試行錯誤しながら製品化に成功し、4月下旬には量産体制の準備に入ることができた。

また、防災協定を締結した愛知県下の協力の下、取り壊し予定の閉鎖施設を特別に借り受け、量産現場とした。営業自粛の影響でアルバイト・パート収入が減少又は断

たれた学生や主婦を中心とした有償ボランティアと、組合員の協力の中、感染防止策を徹底した上で、5月1日より量産を開始した。

成果とその要因

取り壊し予定の閉鎖施設の貸与期限が迫る6月下旬までに月間の生産量10万枚以上を目標に設定

し、集中的に生産工程を合理化するなどの改善を繰り返し、量産を行った結果、5月下旬には10万枚の生産を達成した。6月中旬には合計12万枚の生産が完了し、既に防災協定を締結していた愛知県及び名古屋市を通じて県内の医療機関への納入をすることができた。

愛知県テント・シート工業組合

住所：〒468-0008

愛知県名古屋市中区

栄五丁目7番29号

設立：昭和56年3月

出資金：5,700千円

URL：http://www.aichi-tent.com/

業種：帆布製品製造業

組合員：57人

組合 Q & A

剰余金処分における裁量性について

【Q】特別積立金が出資の総額を上回るまでになったが今後も継続する必要があるか？

【A】特別積立金は組合定款規定による積立であり、従来定款規定に積立限度の規定がなかったため、無制限に積み立てる必要があった。

近時の定款参考例ではこの特別積立金についてその積立額が「出資総額に達するまでは」積み立てるとの明示があり、さらに「ただし、出資総額を超えて積立てることもできるものとする」と加えられている。

特別積立金として十分な内部留保を得た組合では、定款を参考例にならって改訂し剰余金処分の裁量度を増しておくことである。

教育情報費用繰越金の設定について

【Q】組合決算における教育情報費用繰越金の設定は必須か？

【A】毎期の剰余金処分において、当期純利益金額の20分の1以上を

教育情報費用繰越金として翌期へ繰り越すことは組合法の求めるところであり、必須です。

様々な教育情報活動の継続実施により、組合員及び組合の情報レベルの向上を求めるのが組合法の根本精神であると理解します。

共同事業売掛金の貸倒防止策について

【Q】組合共同事業売掛金の貸倒防止策は？

【A】売掛金や貸付金の保全是、一般に協同組合では十分でないケースが散見されます。限度額の設定・預り金の拡充・決算関係書類の提出義務化など基本的な措置を講ずるとともに、事務局からの売掛金残高情報提供の迅速化、督促システム化など日常的なタイムリーな管理が重要です。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載

労務問題 Q & A

風邪の症状がある方、感染が疑われる方、感染した方が職場復帰する場合の対応について（感染者の職場復帰）

【Q】新型コロナウイルス感染症に

感染した労働者が職場復帰する際にどのような点に留意すればよいでしょうか。

【A】新型コロナウイルス感染症の回復経緯や心身の負担には個人差があることから、療養終了後に職場復帰する場合の対応に当たっては、業務によつて症状を悪化させること等がないよう、主治医等の意見を踏まえた本人の申出に基づき、産業医や産業保健スタッフとも連携し、勤務時間の短縮やテレワークの活用など、労働者の負担軽減に配慮した無理のないものとするのが望ましいです。

長引く症状（いわゆる後遺症）については、令和3年6月16日以下のように3つの研究班から報告されており、詳細は参考（※）からご確認頂けます。今後も引き続き研究を進め、新たに分かってくる情報については順次明らかにして参ります。

①2020年9月～2021年5月にCOVID-19で入院した中等症以上の例において、退院3ヶ月後に肺CT画像上で何らかの画像所見があった者は353例中190例、肺機能検査の結果では肺拡散能（DLCO）が障害されや

すい、自覚症状としては筋力低下と息苦しさは明確に重症度に依存。

②2020年1月～2021年2月にCOVID-19 PCR検査もしくは抗原検査陽性で入院した症例のうち、診断後6ヶ月経過した246例において症状が残っている人の割合は、疲労感・倦怠感21%、息苦しさ13%、睡眠障害・思考力や集中力低下11%、脱毛10%、筋力低下・頭痛・嗅覚味覚障害9%。

③2021年2月～2021年5月に病院入院中、ホテル療養中の無症状・軽症・中等症のCOVID-19患者（20歳～59歳）の参加希望者において、1か月後までの改善率は嗅覚障害が60%、味覚障害が84%であり多くの味覚障害例は嗅覚障害に伴う風味障害の可能性が高い

（※）厚生労働科学特別研究事業「COVID-19後遺障害に関する実態調査（中間集計報告）」等

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000798853.pdf>

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ&A企業の方へ）より転載





ものづくり等
補助事業
成果事例
【平成26年度補正】

8



MF-Tokyo2019国際フォーミング展 (図4)

それゆえ、今後（平成31年／令和元年の第54期決算）にあつて

今後の展望

また、当パワーかしめ装置は従前より標準化と量産化が進み、粗利益35%前後と当社の利益に貢献する花形製品でもあります。

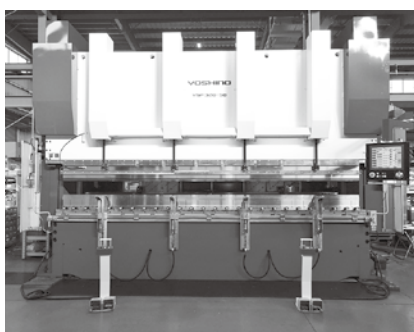
当社の平成30年度決算第53期（平成31年1月）において、当パワーかしめ装置の売上高は6,800万円で、これは当社の主力機による当期総売上8億7千万円の約0.8%に相当します。

事業実施の成果

油圧駆動源とモータ駆動源によるハイブリットシステム

実施内容

を両用する「ハイブリット化」を本事業の核として開発するに至りました（図3参照）。



平成30年開発商品化に成功！

《最新Topic》
世界最大級プレスブレーキ（サーボモータ駆動式）



代表取締役社長 吉野 有信

リベッター＆ジェネレーターシステムである本事業でいう「パワーリベッター

社長から一言

は、当パワーかしめ装置の売上高を1億円前後に目標において国際展示会等の営業活動（図4参照）を展開しています。売上1億円を達成すると、次期決算上の目標額である総売上高の1%～2%に届き、完全ハイブリット化による目標売上高1億～2億円を実現する足掛かりになり、本事業テーマの所期の目的を達成することができ

ます。

装置」は、国内大手のトラック、バスメーカーへの納入実績はシェアナンバーワンを誇り、また海外メーカーにも広く納入されております。

昨今、省エネ対策として駆動源に油圧とモータ両用のハイブリット化の開発をめざし、ほぼ完成域に達してラ

ンニングテスト中のところまで来ております。



本事業装置を供給できるよう、ますます技術革新に邁進して行く所存です。

企業データ

主な事業・業種	金属加工機製造 板金加工プレス機の製造販売
得意分野	サーボ駆動式大型プレス機
所在地	[本社]・[事業実施場所] 〒267-0056 千葉県千葉市緑区大野台1丁目5-18
TEL	[本社]・[事業実施場所] 043-312-5900
FAX	[本社]・[事業実施場所] 043-312-0509
URL	https://www.yoshino-kikai.co.jp
E-mail	yoshino@yoshino-kikai.co.jp
設立	昭和23年3月30日
代表者	代表取締役社長 吉野 有信
従業員数	53名
資本金	1,500万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年10月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は8から6に減少。「減少した」業種は2から6に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から9に減少。「減少した」業種は7から12に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5から6に増加。「悪化した」業種は10から8に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6から8に増加。「減少した」業種は8から6に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から5に減少。「減少した」業種は8から17に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は7から8に増加。「悪化した」業種は15から10に減少。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造】**【県内全域】**

業務用が大部分の組合員は依然厳しく、家庭用に販売チャネル（生協等）のある組合員は業務用の減少をある程度カバーしており、二極化の傾向が表れている。

【パン・菓子製造】**【県内全域】**

小麦粉、砂糖等の値上がりに伴い、商品の値上げをした店舗、値上げを検討している店舗等がある。

【酒類製造】**【県内全域】**

緊急事態宣言の継続を受け、前月比は増加したものの、前年同月比では減少した（9月分実績）。宣言解除後、コロナ前のように需要回復するか心配している。

【牛乳小売】**【県内全域】**

年末の顧客サービス用カレンダーの受付及び各店への送付を完了。また、年末謝恩キャンペーン抽選会の顧客への配布準備も完了した。

【繊維工業】**【県内全域】**

先行き見通しでは、物件の引き合いが少しばかり増加傾向。

業界全体では、後継者不在により事業の継続が困難な状況。

【木材・木製品製造】**【県内全域】**
大手住宅メーカーの動きは良い

が、一般の方は様子を窺っているように動きは良くない。

【印刷】**【県内全域】**

コロナも落ち着きつつあり、動きが出てきている一方で、材料費の値上げがあった。

【鉄工】**【千葉】**

当組合が半年毎に実施している組合員別景況動向調査によると、令和3年度上期は景況感・受注・設備稼働率・収益状況の項目が好転した組合員が多く、新型コロナウイルスによる業績悪化からの脱却が顕著になっている。一方、仕入価格の上昇も顕著で、半導体不足や原油高の影響が出始めている。

【機械部品製造】**【野田】**

2ヶ月連続で売上減少。全体的に芳しくない。

【機械部品製造】**【流山】**

新型コロナウイルスや原油価格高騰の影響で、原料高・原料不足による部品の価格高騰及び供給不足が見られ、製造コストの高止まりといった影響が出ている。

【機械部品製造】**【柏】**

半導体や部品の停滞（入手困難）で8月以降減産が続いている。11月からは戻る様子であるが、全体的に多少陰りの状況。

■金属製品製造

【船橋】

材料費の高騰や調達部品の不足により生産が不安定で、現状把握が困難な状況。

■採石

【県内全域】

新海面処分場工事での石材搬入で、今月は前月を下回ったが、前年同月比で上回り、前年比では89%の状況であった。

■土砂採取

【県内全域】

新本牧（横浜市）地盤改良工事は11月ぐらいで一時的終了。山武地域では前月比及び前年同月比とも景況が悪化したとの報告を受けている。骨材資源の枯渇化傾向により、他県産の砂との混合で製造費が上昇している。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県、東京都】

景況については、従来よりも低い水準であるが、底を打ち安定してきている。昨年コロナ特需で売上が増加した一部組合員（衛生資材取扱）について、今期は昨年対比で売上が減少しており、組合員全般的に減収傾向。飲食店向け売上が多い組合員は引き続き売上が回復しておらず、赤字計上となっている先もある。

■医薬品卸売

【県内全域】

前年同月比では実働日数が一日少なく減少、前月比では実働日数が一日多く増加となった。受診抑制は前年に比べて全国的に回復傾向にある。しかし、コロナ禍以前のレベルまでには回復していない。

新型コロナウイルスワクチンの配送は落ち着いてきた感がある。インフルエンザワクチン接種時期が到来し、接種希望者の来院が増加傾向にある。

■青果卸売

【千葉市】

天候も安定し、単価も落ち着いたが、売上は依然として回復せず、厳しい状況のままである。コロナ感染の行動制限も解除されつつあるが、消費も低調で改善が見られない。

■食肉卸売

【成田市他】

原油価格高騰に伴い、灯油などの燃料代が上昇中。しかし、副産物（肉の部位）の価格も上昇したことから、燃料代の上昇をカバー。

■乾物卸売

【県内全域】

徐々に回復の兆しが見えてきたようだ。

■卸売

【茂原】

緊急事態宣言解除により、飲食店等の注文が上向きつつあるが、ま

だ少し様子見のような状況である。

■小売

【柏】

入出が多くなった。月末の解除の数日はかなり戻った。時短の店舗が時間を戻してもあまり変わらない。

■電気機器小売

【県内全域】

9月に引き続き景況は良くなり、ますます悪化している。

■青果小売

【千葉市】

緊急事態宣言解除後、納品部門がやや伸びてきているが、入荷増のため相場が下落し、大きく前年を下回った。利益は取りやすくなっている。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

10月の国内新車販売台数（速報）は前年同月比31.3%減少。統計を取り始めた1968年を下回り、10月として過去最低となった。また、中古自動車の流通（特に下取車）が悪く、品薄の状況から販売価格が大幅に値上がり、ユーザー希望者が買えない状況。

■小売

【東金】

コロナの影響が続いている。衣料品関係がかなり厳しい。旅行は少しずつ動き始めた。全体的に昨対でも悪化傾向にあり、資金繰りに苦慮している組合員が多くなってきた。

■商店街

【千葉市】

売上額は前年度比で91.7%まで回復し、前月比では（前月に引き続き）約15%程度増加し好転している。

■一般廃棄物処理

【千葉市】

前月同様、悪い状況であるが、年末に向けて、飲食業を筆頭に他業種の景況が良くなるのを期待し、廃棄物のプラスにつなげたい。

■ソフトウェア

【県内全域】

コロナ沈静化に伴い、営業活動が活発化してきた。具体的な実績はこれから。

■建設

【県内全域】

組合員による10月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、298件、11,172百万円となり前年同月比2,885百万円の減少となった。

■貨物運送

【野田】

売上は昨年比、前月比共に良くなっている、コロナ緊急事態宣言が解除されたがリバウンドせず普段の生活に戻ることを望む。

■輸出入

【県内全域】

月初より緊急事態宣言が解除となり、千葉県はもちろん全国的にも新型コロナウイルスの収束が進んできた。

第73回中小企業団体

全国大会 開催

全国中小企業団体中央会と神奈川県中小企業団体中央会は、11月25日（木）、「パシフィコ横浜 国立大ホール（横浜市）」において、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で「第73回中小企業団体全国大会」を開催した。

今大会は、『人を「絆（つな）ぐ」・組織を「結ぶ」・地域を「紡ぐ」』ポストコロナは変革の時代、連携と革新で躍進する中小企業へ！』をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約2,000名が参集した。

わが国の中小企業、日本経済の力強い成長と発展とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織対策の拡充を図るべく、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性など21項目を決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指して

います。また、総合、組織、金融、工業、商業、税制、労働及びエネルギー・環境の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めています。

【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）

大会宣言

【決議事項】

Ⅰ. 中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援等の拡充

1. 新型コロナウイルス感染症・多発する災害からの経済再生支援策の拡充

2. 中小企業・小規模事業者・組合の成長促進投資への支援強化

3. 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた事業承継・事業継続に関する対策の強化

4. 中小企業団体中央会の指導体制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度の

再整備
5. 地方創生推進に向けた対策の拡充

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

（1）雇用調整助成金等の助成措置の新型コロナウイルス感染症状況に応じた拡充、延長

（2）雇用保険料率の引上げ回避、国庫負担の本則4分の1への復帰、一般会計からの資金投入、雇用保険二事業の事業費管理の徹底・大幅な見直し

（3）中小企業の人材確保支援等策の強化、中小企業組合を活用した教育機関のキャリア教育、インターンシップ、デジタル、AI、IoT等の新しい分野の研修支援の強化、デジタル化等への取組みの推進

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

2. 中小企業・組合税制の拡充

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進
なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽松戸建設業（協）（代表理事）湯浅 健司

【組合功労者】▽寺嶋 憲夫（柏駅前第一商業（協）代表理事）

次期全国大会については、令和4年11月10日（木）に、長崎県において開催することとなった。



森全国中小企業団体中央会会長の挨拶

☆地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献☆
令和3年度 千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」

～ 受賞おめでとうございます！～



去る11月18日、千葉県庁（本庁舎5階大会議室）において、長年にわたり地域経済の発展に貢献した企業などをたたえる「千葉のちから」中小企業・小規模企業表彰の令和3年度の表彰式が行われました。
 この「千葉のちから」中小企業表彰・小規模企業表彰は、地域に貢献する中小企業や商店街、さらに中小企業にあって長年にわたり努力を続けてこられた従業員の方々を表彰するもので、本会では次の方々を推薦し、熊谷俊人千葉県知事から表彰状が授与されました。

(1) 中小企業・小規模企業表彰 3社

	名称等	表彰の理由（概要）
1	株式会社アサヒサニター （千葉県害虫防除（協））	○作業現場での経営技術向上を目的に、社員の資格・スキル取得のための勤務配慮や講習会参加等の環境整備を行った。 ○地域の中学校での講演（仕事紹介）を実施。千葉市若葉区の祭礼への協賛、千葉駅周辺のごみゼロ運動を約15年行っている。令和元年の豪雨災害時には床上・床下浸水した家屋の殺菌・消毒業務を実施し、地域住民の生活再建に尽力した。
2	ちば醤油株式会社 （千葉県醤油工業（協））	○受注や事務処理の合理化による営業部門の改革を行い、少人数ながら取引先開拓を可能とする効率的な体制を整えた。 ○「食」をテーマとするミラノ万博（2015年）に醤油の香ばしさを売りにした焼きおにぎりを出展、海外の外食産業を取引先として開拓した。また、海外展開を予定する外食産業に、プライベートブランド醤油等の開発・供給等の支援を行い、食品業界全体の業績向上や和食文化の伝播に寄与した。
3	千葉石油株式会社 （千葉県石油（協））	○エネルギー供給からトータルライフ事業への転換を目指し、平成27年から「福祉車両」に特化した自動車販売及び整備を、翌年からは車いす等の福祉用具・用品を扱っている。 ○災害による停電時の緊急給油に対応すべく、同社展開の全15か所のSSに自家発電機を導入し、国が整備を進める「中核SS」、「小口配送拠点」及び「住民拠点SS」として稼働させ、地元消防や警察との災害対応訓練にも参加している。

(2) 商店街表彰 1団体

	名称等	表彰の理由（概要）
1	松戸駅周辺商業（協） （所在地：松戸市）	○平成26年度から、手のひらサイズの雛人形240体を松戸駅周辺の大店や組合員の店舗（約80）に約1か月間飾る「松戸なごみ雛事業」を他の団体と連携して行っている。 ○商工会議所や観光協会等多数の団体の後援を受け、地域一丸となって音楽祭、抽選会などの「クリスマス共同事業」を展開し、市のイメージアップや賑わい創出に寄与している。

(3) 従業員表彰 3名

	氏名（敬称略）	勤務企業等	業種	所属組合
1	細貝 孝志	中央青果商事（株）	青果卸売業	千葉青果卸売（協）
2	福田 富悦	（株）リージック	製造業（電子部品・デバイス・電子回路製造業）	千葉県異業種交流融合化協議会
3	津崎 俊彦	しのはらプレスサービス（株）	製造業（一般機械器具）	ふなばしインタックス（協）

◎詳しくは千葉県HP（ホーム>しごと・産業・観光>商工業>中小企業・産業振興政策>中小企業に対する支援策>千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」）をご覧ください。

令和3年度 関東甲信越静岡ブロック中央会 事務主任者会議開催

本会は11月11日～12日、千葉市内において、令和3年度関東甲信越静岡ブロック中央会事務主任者会議を開催した。

一日目は、「今後の中小企業・組合支援策」と題し、全国中小企業団体中央会 常務理事・事務局 長 及川 勝氏より講話が行われ、次いで、「各都県中央会の経営課題と対応策について」をテーマとする意見情報交換が行われた。



本会斉藤事務局長の開会挨拶



及川全国中央会常務理事の講話

また翌日は、集団化で発展し続けて約60年。いきいきと活躍する企業づくりをサポートする組合運営と組合施設を目指す千葉鉄工業団地協同組合（千葉市花見川区）と組合員企業・ハイテック精工株式会社（金属部品の熱処理とオーダーメイドの搬送装置製造の2つの部門があり、近年は環境への取り組みに力を入れており、環境負荷削減を心がけている。）への視察研修が行われた。



ハイテック精工(株)での視察

令和3年度「中小企業連携促進 県大会」・「ものづくり補助金 成果事例発表会」開催

本会は、11月19日、千葉市内において、令和3年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」を開催した。

金成果事例発表会」を開催した。

3部構成で開催し、第1部は、政策研究大学院大学 客員教授・名誉教授 橋本 久義氏より、「町工場から世界を考える―新たな日常の企業成長」と題した基調講演が行われた。その後、講演内容に関して、参加者によるグループディスカッションが行われた。

第2部（特別講演）は、千葉大学 IMO 特任教授 渋谷 善弘氏より、「国立大学と地域企業の共同研究、知財活用の可能性」と題した講演が行われた。



第1部の基調講演



ディスカッション



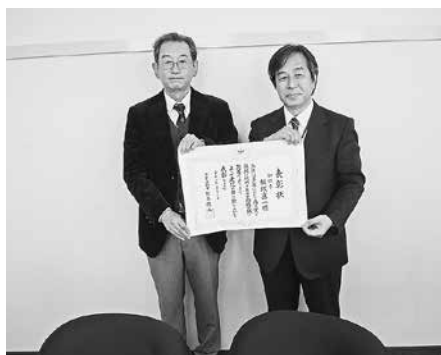
第2部の特別講演

第3部（ものづくり成果事例発表会）は、平成29年度ものづくり補助金活用企業の株式会社新倉と平成26年度ものづくり補助金活用企業の株式会社ナカオサより、成果事例発表が行われた。

令和3年度文化の日 千葉県功労者表彰について

千葉県海苔問屋協同組合前代表理事の飯塚真一氏が、永年にわたる協同組合活動の活性化や千葉県産海苔の普及拡大などの功績により、商工労政分野での功労者として表彰されました。

所用により表彰式を欠席された同氏に対し、11月11日（木）に県経済政策課 荒木 稔課長から表彰状が伝達されました。



写真（右より県荒木経済政策課長、千葉県海苔問屋協同組合 飯塚前代表理事）

／ 中小企業の事業主の皆さま ／

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

千葉労働局雇用環境・均等室

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること （事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること**
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと
（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示すこと**
 - ・ 他の事業主が雇用する労働者
 - ・ 就職活動中の学生等の求職者
 - ・ 労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 被害者への配慮のための取り組み
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・ 被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

千葉労働局雇用環境・均等室

電話 043-221-2307

千葉労働局ホームページ

職場におけるハラスメント防止対策

検索



社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



- ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP

検索

